

法人役員報酬管理規則

社会福祉法人 住吉会

社会福祉法人 住吉会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 住吉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 評議員及び理事・監事には、定款第9条及び第21条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 評議員・理事・監事の報酬は、下表に定める額とする。
- 3 各々の理事・監事の報酬月額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。

項目	報酬
1 評議員・理事会・監事監査会の出席	3,500 円
2 行政指導の立会	5,500 円
3 理事・監事の研修会	5,000 円

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 費用(旅費を除く。)は、それぞれの役員会実施日に支給するものとする。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は平成 29 年 6 月 10 日(定時評議員会の議決日)から施行する。